

## 著作権規程

### (目的)

第1条 この規程は、法と経済学会（以下「本学会」という。）の学会誌である「法と経済学研究」 - 英文名 Law and Economics Review - （以下「当誌」という。）に投稿される論文の著作者及び本学会間における著作権の帰属を取り決めるものである。

### (著作権の帰属)

第2条 本学会は、法と経済学の発展のため、論文の配布などを積極的に行う必要がある。かかる使命を全うするために、本学会が、当誌に掲載された論文の著作権をまとめて管理又は使用することとする。

2 前項の目的を達するため、当誌に掲載された論文に関する国内外の一切の著作権（著作権法第27条及び28条に基づく権利並びに著作権法に基づく補償金請求権等を含む。）は、本学会に原稿が投稿された時点から本学会に帰属するものとする。ただし、本学会が、投稿原稿を当誌に掲載しない旨決定した場合、当該原稿の著作権は、その決定通知の発信と同時に著作者に返還されるものとする。

3 前項の著作権には、次の各号に掲げる権利が含まれる。

- (1) 複製権
- (2) 上演権及び演奏権
- (3) 上映権
- (4) 公衆送信権等
- (5) 口述権
- (6) 展示権
- (7) 頒布権
- (8) 譲渡権
- (9) 貸与権
- (10) 翻訳権，翻案権等
- (11) 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

### (著作権の管理)

第3条 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、本学会は、その裁量により適当と認められたものについて利用を許諾することができる。ただし、予め本学会が公表又は通知した基準に従って利用許諾される場合を除き、著作者の承諾がなければ、本学会は、第三者に対して利用を許諾することができない。

2 本学会は、第三者による著作権侵害等の違法行為を防止するため、本学会が適切であると判断する措置を講ずることができる。

3 第三者の著作権利用による対価は、本学会が収受する。かかる対価は、学会活動

のために使用する。

- 4 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しない。但し、本学会は、著作者の名誉・声望を害することのないように、十分に配慮するものとする。
  - (1) 翻訳及びこれに伴う改変
  - (2) 要約を伴う使用
  - (3) その他、前各号以外の使用に伴う改変

(著作者の権利)

第4条 著作者の本学会に対する当誌投稿論文に係る著作権の譲渡は、無償とする。

- 2 著作者は、論文を自ら使用、公表、又はこれを翻訳・翻案等して利用することができる。ただし、他の学会誌、学術誌等に重ねて投稿することはできない。
- 3 前項の利用につき、著作者は、本学会の書面による承諾を得るとともに、当誌名、当該論文が掲載された刊・号及び当誌初出であることを明記するものとする。

(著作者の責任)

第5条 当誌に投稿された論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じた場合、当該論文の著作者が一切の責任を負う。